賃金引き上げに関する項目

教職員の給与・処遇については、これまでも国の制度を基準として、その改善に努めてきたところ。

　また、平成26度の人事委員会勧告の取扱いについては、次の通り実施したい。

人事委員会勧告のとおり、公民の給与較差等に基づき、給料表を平成26年４月１日から引き上げることとしたい。

　期末・勤勉手当について、人事委員会勧告を踏まえ平成26年度より年間0.15月分を引き上げ年間4.10月分に改定し、その割り振りは、勤勉手当について、６月及び12月に支給される月数をそれぞれ0.075月分引上げ、0.75月分としたい。

　給与制度の総合的見直しについては、平成27年４月１日より、人事委員会勧告のとおり給料表を引き下げることとし、今回の給与にかかる取扱い全体の中で、激変を緩和するための３年間の経過措置については、実施しない。

　今後とも、国や他府県の動向、本府人事委員会の意見、本府の財政状況等を踏まえながら適切な対応に努めていく。

　教員に残業手当支給に関する項目

教員に対して時間外勤務手当を支給することについては、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」及び「職員の給与に関する条例」の規定から、困難。

　週休日等の部活動指導手当の引き上げに関する項目

教員特殊業務手当については、義務教育費国庫負担金の算定基準額が引き上げられたことから、当該基準額を下回る手当額について、それぞれ当該基準額に増額改定を行い、平成27年４月１日より適用したい。

　評価・育成システムの賃金反映に関する項目

教職員の評価・育成システムについては、教職員の意欲・資質能力の一層の向上を図ることにより、教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を図ることを目的として実施している。

　平成２５年度からは教員の人事評価につき、生徒又は保護者による評価を踏まえた授業に関する評価を含めて実施している。

また、システムの運用状況の確認を行うため、毎年度、府立学校、市町村教育委員会を対象とした調査を行うとともに、教員評価が授業アンケート結果を適切に踏まえたものとなっているかについて検証を行い、結果をとりまとめたところ。

引き続き、「教職員の評価・育成システム」がより良い制度となるよう、充実・改善を図っていく。

　評価結果の給与等への反映については、平成１９年度から前年度の評価結果を昇給及び勤勉手当に反映しており、また、皆さま方との協議を踏まえ、平成２４年度からは上位評価の昇給への反映を廃止するとともに、勤勉手当については、より勤務成績が反映できるよう成績率を見直したところ。

　宿泊を伴う出張での自己負担解消に関する項目

平成２０年８月に旅費制度が改正され、旅行雑費・日当の廃止及び宿泊料から食事代相当額が減額されたが、交通費や素泊まり料金は条例に基づき適正に支給している。

　教職員の配置基準を改善するなど、教職員の多忙化解消に関する項目

教職員の配置については、法令に基づき各学校の生徒数、学級数に応じて措置することを基本としており、これまでも各学校が有する課題に適切に対応しうるよう教員配置を行ってきたところ。

　今後とも、各学校が有する教育課題に適切に対応しうるよう、適切な教員配置に努めていく。

教員が子どもたちと向き合い、触れ合う時間の確保に向けて平成20年1月に教職員の業務負担軽減に関するプロジェクトチームを設置し、様々な角度から検討を行い、昨年度、が大阪府教育委員会として検討すべき取り組み内容を「教職員の業務負担軽減に関する報告書」にとりまとめ、プロジェクトチームとしての調査・検討を終えたところ。

　今後、この報告書に示されている「今後の取組み」について、教育委員会の関係課が、課題解決に向けた検討を行うとともに、その進捗管理を行ってまいります。なお、具体的な取り組みを進めるにあたっては、勤務条件に関わる事項について必要に応じて所要の協議を行っていきたい。

　部活動指導にかかる教職員の負担軽減に関する項目

文化部活動に対しても「学校支援社会人等指導者活用事業」を実施し、平成２６年度は、府立高等学校１３６校に対して、２８９名の外部人材を派遣している。

　本府は、きわめて厳しい財政状況にありますが、本事業の趣旨の徹底を図り、活用内容を精査するともに、必要となる予算の確保に努めているところ。

運動部活動については、平成３年度から府立高等学校における運動部活動振興と活性化を図るため、「運動部活動指導者派遣事業」を実施し、指導者を必要とする府立高等学校に対して、地域や社会で活躍する優れた技能や専門的な知識・指導力を備えた指導者を派遣している。

平成26年度は、運動部活動外部指導者活用事業として、府立高等学校128校に対して、312名の外部指導者を派遣（11月現在）しており、スポーツ安全保険にも加入している。

準備室等にエアコンを設置するなど、職場環境の改善に関する項目

特別教室の空調設備の設置については、教育環境の充実に資するため、全府立学校を対象に関係各課と連携を図りながら、特別教室の一部に平成23年度より５か年計画で順次整備を進めており、今年度は30校92室で設置することとしている。

なお、教科準備室等への空調設備の設置につきましては、強い要望があることは十分に認識していますが、現在の財政事情を踏まえると困難であり、今後の課題と考えている。

校務分掌等の偏りによる業務負担増の防止に関する項目

新規採用教員の配置にいては、各学校の欠員状況を踏まえ、適材を適所に配置する観点から計画的に行っている。

教員の人事異動については、「大阪府公立学校教職員人事基本方針」及び「府立学校教員人事取扱要領」に基づき、各学校の実情に応じた教員配置を進めるとともに、生徒数の動向などを踏まえた適切な定数管理のもと、教職員としての経験を豊かにし、その力量を高めるために、計画的に行っている。

人事異動を進めるにあたっては、各学校の円滑な運営体制を確保するという観点を十分に踏まえ、人事に関する調書、校長からのヒアリング等を通じ、本人の通勤事情等個々の事情についても把握したうえで、期限付き講師の配置状況も踏まえて適切に行っている。

なお、人事異動・配置については、本人の通勤事情等もできるだけ配慮しながら適切に行っている。